

検討項目	生駒市市民自治推進会議	市長	生駒市市民投票制度プロジェクトチーム
(1) 制度の形態	常設型	同左	同左
(2) 対象事項	4項目は対象事項に含めず、4項目以外を対象事項の判断は市長でなく第三者機関が行う。	重要事項の判断がしにくい場合は、第三者機関の意見を聴くことができる。	4項目以外で判断つきにくいものは、第三者機関（附属機関）を設置し、諮問、答申の形をとる。
(3) 発議権	市民・市長・議会の三者	同左	同左
(4) 市民発議の請求要件	1/6	同左	同左
(5) 議員発議の請求要件	自治法どおり議員定数の1/12以上の提案で過半数議決	同左	同左
(6) 市長発議の請求要件	議会議決までは必要はないが、無条件に発議できるのではなく、逗子市のような「市民参加制度審議会」等の第三者機関の承認を得ることが望ましい。	自ら発議できる。 （地方自治法上の市長の権限を市民の為に実現するため、市長が市民の意見を確認する権限を制限する。また、市長の判断に基づく処分不服がある場合は、不服申し立てや解職請求などの解決の道が開かれている。）	第三者機関（附属機関）を設置し、諮問、答申の形をとる。
(7) 年齢要件	18歳以上（外国人含む）	同左	同左
(8) 外国人の扱い	特別永住者（日本との平和条約）と一般永住者（在留期間が無期限）に加え、三年以上日本に定住している外国人も対象とする。	同左	同左
(9) 投票の形式	二者選択	同左	同左
(10) 投票の成立要件	1/2とする。重要な案件を世論に問うためには、投票率が1/2は必要。	投票率にかかわらず市民の意見として一定の結果として見るべき。	単に投票率（投票の中には、白票等の無効票もあり得る）の1/2として成立・不成立をきめるのはいかなものか。
(11) 投票結果の取扱い	諮問型となることから、投票結果については拘束力は持たないことから、尊重義務とする。	同左	同左 ただし、「投票結果の尊重」として、投票率の多い少ないにかかわらず、開票を行い、その結果について一定に絶対得票率（市民投票において過半数を占めた選択肢に対する投票者総数/投票資格者総数）以上の意見を尊重する。
(12) 尊重義務	市民・議会・市長の三者	議会・市長の二者	市民・議会・市長の三者
(13) 投票日	普通選挙と同日でも実務的に解消できない問題ではない。	同左	同日として実施すべきではない。（メットは費用面のみ。デメリットとして、投票所確保、公職選挙法上の投票所の立入制限、選挙期間中は投票運動ができない、有権者の混乱、普通選挙に影響される等の問題あり）

